

6. 一般社団法人 札幌青年会議所役員選出規程

第 1 章 総 則

（総則）

第1条 定款第5章に定める役員の選任手続はこの規程による。

第 2 章 役 員

（理事長、副理事長及び専務理事）

第2条 副理事長及び専務理事は、理事長予定者の指名により、定款第23条2項に基づき理事会決議によって選定される。

（直前理事長）

第3条 直前理事長は前年度の理事長が就任する。

（理事）

第4条 理事は理事長予定者の指名により、定款第23条1項に基づき総会においてこれを選任する。

（監事）

第5条 監事は理事長予定者の指名により、定款第23条2項に基づき総会においてこれを選任する。

第 3 章 選出管理委員会

（選出管理委員会の設置）

第6条 理事長の選出に関する事務を管理するため、選出管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

（構成）

第7条 管理委員会は委員7名をもって構成する。

- 2 理事長は毎年4月末日までに当該年度中に満40歳に達する正会員の中から委員を指名し、理事会の承認を得るものとする。ただし、当該年度中に満40歳に達する正会員の中から委員を指名することができないときはその余の正会員の中より指名できるものとする。

（委員長等）

第8条 理事長は管理委員会の委員の中から1名の委員長を定める。

- 2 委員長は管理委員会の会務を総理し、管理委員会を代表して理事会に出席し、選出に関する事務について報告し意見を述べることができる。
- 3 管理委員会はあらかじめ委員の中から、委員長に支障ある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（任期）

第9条 委員の任期は理事会において決定した日より同年12月31日を以て満了する。

（通知）

第10条 選出に関する通知は、すべて管理委員長の名をもって文書により通知する。

第 4 章 選 出 権

（選出権）

第11条 選挙の行われる当該年度の公示日に在籍している正会員は選出権を有する。

第 5 章 理事長選出

（立候補の条件）

第12条 理事長に立候補しようとする正会員は、次の各号に該当しなければならない。

- （1） 公示日の時点で満3年以上在籍していること
- （2） 当該年度の前期までの会費を納入していること
- （3） 過去各3年間の例会出席率が60%以上であること
- （4） 当該年度を含め本会議所の理事を2回以上経験していること

（5）前年度までに公益社団法人日本青年会議所への出向を経験していること

（告知）

第13条 管理委員会は毎年5月末日まで立候補の届出期限、投票日及び投票場所を告知しなければならない。

（投票日）

第14条 投票日は毎年8月末日までに行うものとする。

（必要書類）

第15条 理事長に立候補しようとする者は、選出管理委員長宛に管理委員会の定める書式により次の書類を提出しなければならない。

- （1）立候補届
- （2）選出権を有し当該候補のみを推薦する正会員10名以上15名以内の推薦書
- （3）立候補者の立候補所信

（会員への通知）

第16条 前条により届け出られたものを立候補者とし、管理委員会は立候補者の資格審査をして、その資格が正しければ正会員へ通知しなければならない。

（投票の方法）

第17条 投票は管理委員会の用紙を用い届け出候補につき単記、無記名投票による。

- 2 投票において最多得票者が当選者となる。但し、最多得票者が有効投票の過半数を得ないときは次点者と決選投票を行う。

（不在者投票）

第18条 やむを得ない事由により投票日に投票できない選出人は、管理委員会の定める方法により不在者投票をすることができる。

（無投票）

第19条 立候補者が1名のときは、無投票により立候補者を当選者とする。

（立候補者が不在の場合）

第20条 立候補者がいないときは、理事会は直ちに候補者1名を推薦しなければならない。

- 2 前項の場合第19条を準用するものとし、理事会が推薦する候補者は、原則第11条の各号に該当する正会員でなければならない。ただし、当該年度の直前理事長、監事、管理委員長の承認がある場合には、この限りではない。

（総会の承認）

第21条 第17条及び第19条並びに前条に規定する候補者は、理事長選出について総会においてその承認を得なければならない。

- 2 総会は、前項の規程による承認議案を否決した場合には、当該総会において直ちに理事長予定者を選出しなければならない。

附 則

この規程は一般社団法人札幌青年会議所の設立登記の日から施行する。

この規程の改定は、2016年 1月26日の理事会承認を以って施行する。